

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則 (改革推進課)	一
○埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 ()	二
○埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 ()	二
○蘭科技工士法施行細則の一部を改正する規則 (医療整備課)	三
○埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則 (健康づくり支援課)	三
告示	
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興)	三
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (川越比企振興)	四
○ (NPO活動推進課)	四
○ ()	四

○東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る環境影響評価準備書の縦覧 (環境政策課)	四
○公害防止主任者資格認定講習の実施 (水環境課)	五
○第三十八回採石業務管理者試験の実施 (自然環境課)	六
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課)	六
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 ()	八
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ()	九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課)	一〇
○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)	一一
○ ()	一二
○草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	一二
○草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 ()	一三
○桶川都市計画事業坂田東特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課)	一三
○県立学校教職員用コンピュータ等貸借に関する落札者等の公示 (高校教育指導課)	一三
○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)	一三
○ (川越建築安全センター)	一三

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)	一三
○ ()	一四
○ ()	一四
○ (越谷建築安全センター)	一四
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委)	一四
○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 ()	一五
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 ()	一六
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 ()	二五
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し ()	二五

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十三号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二消費生活課の項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 消費者安全法の施行に関すること。

第四十七条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 消費者安全法に基づく事務に関すること。

第八十七号の表歯科技工士試験委員の項中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十四号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第一号部長専決事項の欄2中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 消費者安全法

(平成二十一年

法律第五十号)

の施行に関する

消費者安全法第二十一条第一項

の規定に基づき、内閣総理大臣に

対し、必要な措置の実施を要請す

ること。

事務

附 則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十五号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表福祉保健総合センター所長の項第十一号専決事項の欄及び同表川口保健所長、朝霞保健所長及び越谷保健所長の項第二号専決事項の欄中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改める。
別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 消費者安全法

(平成二十一年

法律第五十号。

以下この項において「法」という。の施行に関する事務

- 1 法第八条第一項の規定に基づき、消費生活相談等の事務を行うこと(本庁において当該事務を所掌した場合を除く)。
- 2 法第十二条第一項の規定に基づき、重大事故等の発生に関する情報を消費者庁長官に通知すること(本庁において当該事務を所掌した場合を除く)。
- 3 法第十二条第二項の規定に基づき、消費者事故等の発生に関する情報を消費者庁長官に通知すること(本庁において当該事務

務を所掌した場合を除く。)

4 法第二十二條第一項の規定に基づき、事業者に対し、必要な報告を求め、職員に、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は事業者の供給する物品を集取させること(本庁において当該事務を所掌した場合を除く。)

附則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十六号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

様式第四号、様式第六号及び様式第七号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士試験」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十七号

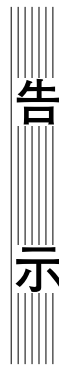
埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県健康増進法施行細則(平成十五年埼玉県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。



埼玉県告示第千九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaken-npo.net/>))により縦覧

に供する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成二十一年八月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらし復活協会

三 代表者の氏名

前本 弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市南越谷二丁目二番六号

五 定款に記載された目的

この法人は日本の古き良き時代を復

活させ高齢者及び様々な弱者に対して、極力不自由さを軽減し、より健やかで明るい連帯感を持てる日常生活が送れるように生活改善、防犯防災、健康増進、福祉向上に関する支援、協力、

提案を行うと共に、既存する団体・組織・機関・システムが行う多様な活動及び事業の補完的業務を行う事で上記の人々が安心や安全の確保の上で生活

出来る生活環境づくりを先ず埼玉県越

谷市を基点として地域環境整備の実践に寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第千九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年八月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会

三 代表者の氏名
府川 又七

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字山田千五百七十八番地一川越市北部地域ふれあいセンター内

五 定款に記載された目的

この法人は、コミュニティ活動を推進することにより、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千九十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称
(変更前) 特定非営利活動法人オ

ストリアジュニアスキープログラム
(変更後) 特定非営利活動法人ジュニアスキープログラム

三 代表者の氏名

渡辺 敏弘

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区深作三丁目

二五番地八

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、アルペンスキー活動のジュニア選手に対して、世界で通用するワールドカップ選手の育成に関する事業を行い、青少年活動に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、アルペンスキー活動のジュニア選手に対して、世界レベルで活躍できる選手の育成に関する事業を行い、青少年活動に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千九十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年八月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コンテンポラリーアートジャパン

三 代表者の氏名

矢崎 淳

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市西区大字宝来字町

田六一五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の一般市民に対して、身近な場所で良質な彫刻、絵画など鑑賞、体験する機会を提供する事業を行う事により、文化芸術の振興及びまちづくりの推進、地域コミュニティの再生を図り、広く公益の推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千九十五号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十一条の規定により、草加市から草加市の区域内において行われる東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る

環境影響評価準備書の提出があった。
この事業に係る関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

- 平成二十一年八月二十八日
埼玉県知事 上田清司
- 一 関係地域が所在する市町村
草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市
- 二 環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間

イ 場所
埼玉県環境部環境政策課
埼玉県越谷環境管理事務所

- 草加市環境課
- 草加市廃棄物資源課
- 草加市中央図書館
- 八潮市環境リサイクル課
- 越谷市環境保全課
- 三郷市立瑞沼市民センター
- 吉川市環境課
- 吉川市市民交流センターおあしす
- ロ 期間
平成二十一年八月二十八日(金)から同年九月二十八日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第千九十六号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第百十六条第一項の規定により、平成二十一年度公害防止主任者資格認定講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区分	実施期間	実施場所	予定人員
大気関係	平成二十一年十月五日(月)から同月七日(水)まで	さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	八〇人
水質関係	平成二十一年十月二十一日(水)か	同右	八〇人

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	八〇人
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	八〇人

三 受講資格等

区分	科目	合計時間数
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉規則第百号)第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

五 受講申込書の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

平成二十一年九月十七日(木)及び同月十八日(金)の午前九時三十分から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館一〇四会議室

ハ 受付方法

受付場所を持参すること。

六 受講申込書の請求

埼玉県環境部環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

埼玉県告示第千九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十一 指定医療機関

埼玉県告示第千九十七号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第三十八回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日

平成二十一年十月九日(金) 午前十時から十二時まで

二 試験場所

さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館3C会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十一年九月一日(火)から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の

上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成二十一年九月七日(月)から九月十六日(水)まで(期間内消印有効)

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇―さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県環境部自然環境課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名	称	所	在	地	開	設	者	指	定	日
ほり皮フ科クリニック	医療法人社団39会メディカルクリニック マリア東出口	川口市東川口一―五―三S-COURT二階	堀	和彦	平成二十一年七月三日					
益子整形外科	益子整形外科	川口市芝高木一―六―二四	益子	泰雅	平成二十一年八月一日					
上青木整形外科内科	上青木整形外科内科	川口市上青木西四―一四―一二	辻	泰喜	平成二十一年八月一日					
上平ファミリークリニック	上平ファミリークリニック	上尾市菅谷二六六―三	升水	康二	平成二十一年八月五日					
彩花クリニック	彩花クリニック	深谷市小前田二五三三	大澤	洋之	平成二十一年八月三日					
越谷泌尿器科・内科	越谷泌尿器科・内科	越谷市相模町三―二一七―一	医療法人社団医山会		平成二十一年七月十九日					
むさし藤沢皮フ科	むさし藤沢皮フ科	入間市下藤沢五―一―一F	医療法人社団広純会		平成二十一年八月一日					
上福岡駅前アイクリニック	上福岡駅前アイクリニック	さぎ野市上福六四―五―五メディカルセンター上福岡二階C号室	吉井	大	平成二十一年七月一日					
医療法人社団雙友会さくら整形外科クリニック	医療法人社団雙友会さくら整形外科クリニック	比企郡小川町みどりが丘二―一―〇―四	医療法人社団雙友会		平成二十一年七月一日					
須藤歯科医院	須藤歯科医院	熊谷市弥藤吾四―一―二	須藤	久美子	平成二十一年七月一日					
あざみ歯科クリニック	あざみ歯科クリニック	越谷市北越谷五―九―四	貝田	真太郎	平成二十一年七月一日					
あさかハートフル歯科	あさかハートフル歯科	朝霞市本町一―二―五ファーストステージF	仁平	雄史	平成二十一年七月一日					
医療法人多イルクリエイトアルファ矯正歯科クリニック	医療法人多イルクリエイトアルファ矯正歯科クリニック	和光市丸山台二―〇―四F S BOX四階	医療法人スマイル・クリエイト		平成二十一年四月一日					
医療法人社団恵安会 ミナミ歯科医院	医療法人社団恵安会 ミナミ歯科医院	北本市北本宿一五七―九	医療法人社団恵安会		平成二十一年六月一日					
みつば歯科エムズタウン幸手	みつば歯科エムズタウン幸手	幸手市上高野八二エムズタウン幸手南館	丸山	真司	平成二十一年八月三日					
葎田歯科医院	葎田歯科医院	秩父郡皆野町皆野八八四―一	葎田	秀夫	平成二十一年七月二十九日					
しまだ歯科医院	しまだ歯科医院	秩父郡小鹿野町小鹿野一六七九―三	嶋田	出	平成二十一年八月六日					
やすき歯科医院	やすき歯科医院	北葛飾郡栗橋町小右衛門九四六―二	高橋	保樹	平成二十一年八月六日					
田村歯科クリニック	田村歯科クリニック	北葛飾郡鷲宮町中央一―二五―五	医療法人社団霞仁会		平成二十一年七月一日					
やまとどう薬局石神店	やまとどう薬局石神店	川口市石神一六六一―一三	有限会社やまと堂		平成二十一年八月一日					
グリーンシア・ミニストップサテライト本庄朝日町薬局	グリーンシア・ミニストップサテライト本庄朝日町薬局	本庄市朝日町三―二―三―七	株式会社ナガタ薬局		平成二十一年七月六日					
オレンジ薬局	オレンジ薬局	越谷市相模町三―一八五―一	インダスハート株式会社		平成二十一年八月一日					
ぱんだ薬局	ぱんだ薬局	深谷市小前田二五二六―四	株式会社キュアマメディカル		平成二十一年八月一日					
すみれ薬局	すみれ薬局	深谷市柏合一四九―一	松青株式会社		平成二十一年八月六日					
工藤調剤薬局ふじみ野店	工藤調剤薬局ふじみ野店	ふじみ野市市沢二―八―一七	株式会社工藤調剤薬局		平成二十一年七月一日					
伊奈中央薬局	伊奈中央薬局	北足立郡伊奈町小室一〇〇五―一	株式会社エスシーグループ		平成二十一年八月三日					

二 指定施術者

氏名	住所	施設名称	所在地	指定年月日
森田 泰充		元氣堂整骨院	熊谷市星川一〇九	平成二十一年 二月 三日
奈部 泰幸		ほね大工 ナベ整骨院	川口市芝樋ノ爪一〇七	平成二十一年 七月 二十三日
杉本 立樹		東所沢整骨院	所沢市東所沢和田二四一エヌワイビルF	平成二十一年 七月 七日
大津 勉		寿 整 骨 院	所沢市美原町二二九六五―五	平成二十一年 七月 二日
茂 木 東		にしとこ接骨院	所沢市西所沢一八八―六 D-BOX西所沢F	平成二十一年 六月 二日
新田 陽介		にった接骨院	志木市中宗岡四一―八	平成二十一年 七月 十四日
村山 順平		若松町バス停前整骨院	東京都新宿区若松町三二―三 パークハウスセントリエ一〇一	平成二十一年 七月 二十九日
室橋 昭男		西所沢鍼灸整骨院	所沢市山口三〇二―一・F	平成二十一年 六月 一日
舩津 信行		聖心会ふなつ接骨院	富士見市鶴瀬西二二二―三アーバンハイムF	平成二十一年 六月 十九日
小澤 光男		おざわ接骨院	比企郡ときがわ町玉川二七〇三―一	平成二十一年 七月 二十一日
工藤 貴士		オレンジマッサージ	本庄市東台二一六―二六	平成二十一年 七月 七日
板坂 一生		いたさか訪問マッサージ	入間市下藤沢四〇九―三アクエス武蔵藤沢二〇一	平成二十一年 六月 九日
井上 浩		リズム鍼灸マッサージ院	新座市大和田五―一七―二三 ハイツ新座五〇一	平成二十一年 七月 十七日

埼玉県告示第千九百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団医山会 埼玉クリニック マエノ医院	越谷市赤山町二二三五―一 川口市芝富士一―一四―二九	平成二十一年 八月 二日 平成二十一年 七月 三十一日

医療法人社団医山会 越谷泌尿器科・内科 医療法人社団康寧会 立川歯科医院 都幾川診療所	越谷市赤山町二二三五―二 比企郡ときがわ町番匠六六五―一	平成二十一年 七月 十九日 平成二十一年 七月 三十一日
葭田 歯科医院	秩父郡皆野町皆野八八四―一	平成 十年十二月 十三日
須藤 歯科医院	熊谷市弥藤吾四二二	平成二十一年 六月 三十日
田村 歯科クリニック	北葛飾郡鷲宮町中央一―二五―五	平成二十一年 七月 一日
すずらん薬局 ふじみ野店	ふじみ野市市沢二一八―一七	平成二十一年 六月 三十日
オレンジ薬局	越谷市赤山町二二三六―一〇	平成二十一年 七月 三十一日
毛呂山 歯科医院	毛呂山町旭台一四一―二三	平成 二十年 三月 三十一日

埼玉県告示第千二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。
平成二十一年八月二十八日
埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者 名	指 定 年 月 日
株式会社 介護ぶれーん	川口市仲町二―一二	特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売	株式会社 介護ぶれーん	平成二十一年七月九日
和光市中央地域包括支援センター ライフナウ訪問介護サービス 株式会社 ひかり	和光市本町一五―五一 二F ふじみ野市大井武蔵野一三四八―九二 熊谷市美土里町二―五一―一	介護予防防支援助 介護予防訪問介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売 福祉用具貸与	株式会社愛和 有限会社ライフナウ 株式会社 ひかり	平成二十一年四月一日 平成二十一年七月三十一日 平成二十一年七月六日
清水病院リハビリセンターアトム	秩父郡皆野町皆野一三九四―一	介護予防通所リハビリテーション 通所リハビリテーション	医療法人彩清会清水病院	平成二十一年八月一日
医療法人社幸会（介護保健施設心春（こはる））	行田市持田二四二―二六	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	医療法人社幸会	平成二十一年四月一日
緑風苑 グループホーム百花	行田市向町一八一―二七	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人清幸会	平成二十一年五月一日
グループホーム暖家坂戸	坂戸市関間四―一一―一四	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	メイホーム株式会社	平成二十一年六月一日
医療法人社団医風会 石山クリニック	狭山市水野一二四五―二	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	医療法人社団医風会	平成二十一年四月一日
鈴木薬局 白岡店	南埼玉郡白岡町小久喜二〇二―一五	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	株式会社鈴木薬局	平成二十一年五月一日
訪問看護ステーションはるかぜ	久喜市東二―二八―二七	訪問看護	株式会社サンセット・シニアーズ	平成二十一年八月四日

訪問看護ステーションゆりの木草加	草加市氷川町二一四九一三一F	介護予防訪問看護	医療法人社団和啓会	平成二十一年八月一日
ツクイ春日部デイサービスセンター	春日部市栄町三一八二	介護予防通所介護	株式会社ツクイ	平成二十一年七月十五日
ツクイ北越谷	越谷市北越谷三一五―二九	介護予防通所介護	株式会社ツクイ	平成二十一年八月一日
デイサロンみさと居宅介護支援事業所	三郷市戸ヶ崎一―二二四―二	居宅介護支援	株式会社アサヒ・スタッフサービス	平成二十一年五月一日
介護センター伊奈ファミリ	北足立郡伊奈町寿一―四一九	介護予防訪問介護	株式会社PIC	平成二十一年八月六日
リハヴィレッジ上尾	上尾市菅谷一―二二四	介護予防通所介護	株式会社和光精機	平成二十一年五月一日
武蔵野ファーム	草加市氷川町二四〇番地一七〇ワールヒエタ五〇四号	居宅介護支援	武蔵野ファーム株式会社	平成二十一年七月一日
あさひデイサービス朝霞事業所	朝霞市朝志ヶ丘三―八―二九	介護予防通所介護	有限会社福寿	平成二十一年七月一日
茶話本舗デイサービス朝霞	朝霞市田島二―七―一六	通所介護	株式会社スリーベル	平成二十一年八月一日
おうえん居宅介護支援事業所	所沢市中富一〇三七―一	居宅介護支援	株式会社おうえん	平成二十一年七月九日
わたぼうし居宅介護支援事業所	所沢市山口一八五八―二グリーンヒルズ二〇三号	居宅介護支援	合同会社にじいる企画	平成二十一年八月一日
松本クリニック	三郷市早稲田二―一―〇MMCビル四F	居宅療養管理指導	松本 栄直	平成二十一年五月一日
ヴェルペン川薬局	飯能市川寺四七三―五	居宅療養管理指導	株式会社ヴェルペンファルマ	平成二十一年二月一日
介護老人保健施設はーとぴあ	南埼玉郡宮代町山崎四七二	介護予防短期入所療養介護	医療法人社団一恵会	平成二十一年五月一日
ケアプランわかば	朝霞市栄町五―七―二二―二〇―一	居宅介護支援	合資会社ケアプランわかば	平成二十一年七月二十四日
短期入所生活介護こうのすたんぽぽ翔裕園	鴻巣市郷地一七三六―一	短期入所生活介護	社会福祉法人元氣村	平成二十一年八月十九日

埼玉県告示第千二百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
医療生協さいたま 所沢訪問看護ステーション	所沢市元町二二一八	居宅介護支援 訪問看護	平成 十四年 六月 三十日
医療法人社団一恵会 はーとびあ	南埼玉郡宮代町山崎四七八―九	介護予防通所リハビリテーション 通所リハビリテーション	平成二十一年 五月 一日
指定訪問介護事業所 上尾くるみ	上尾市緑丘四一―四	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十一年 九月 一日

埼玉県告示第千二百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社深谷上柴ショッピングセンター

深谷市上柴町西四丁目二番地十四、十五、十六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 一万八千平方メートル

(変更後) 二万二千七百七十四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 合計 一、〇三六台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 合計 一、三九〇台

駐車場の位置及び収容台数

- ハ 変更年月日
平成二十二年九月一日
- 二 届出年月日
- (変更前) 駐輪場四箇所 位置 図面省略 収容台数 合計 三三七台
(変更後) 駐輪場七箇所 位置 図面省略 収容台数 合計 四九〇台
- 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 荷さばき施設一箇所 位置 図面省略 面積 一、二二八平方メートル
(変更後) 荷さばき施設二箇所 位置 図面省略 面積 三二五・三平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 廃棄物保管施設二箇所 位置 図面省略 容量 七三・七八立方メートル
(変更後) 廃棄物保管施設四箇所 位置 図面省略 容量 一八八・七六立方メートル
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 位置 図面省略 合計 三箇所
(変更後) 位置 図面省略 合計 五箇所

平成二十一年八月十四日

二 縦覧期間

平成二十一年八月二十八日から平成二十一年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月二十八日から平成二十一年十二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百三三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

川越市脇田本町一の八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗設置者の代表者の変更

(変更前)

株式会社ルミネ 代表取締役 花崎 淑夫

東京都渋谷区代々木二丁目二番 他 一社

(変更後)

株式会社ルミネ 代表取締役 谷 哲二郎

東京都渋谷区代々木二丁目二番 他 一社

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社成城石井 代表取締役 石井 良明

東京都世田谷区成城六丁目十一番四号 他 三社

(変更後)

株式会社成城石井 代表取締役 大久保 恒夫

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号 横浜西口加藤ビル五階

他 三社

ハ 変更年月日

平成二十一年七月七日 他

ニ 届出年月日

平成二十一年八月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年八月二十八日から平成二十一年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月二十八日から平成二十一年十二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百四号

草加市から草加都市計画地区計画の変更(号)第二十一条第二項において準用する
更に係る図書の写しの送付を受けたの
同法第二十条第二項の規定により、当該

図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百五号

草加市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

桶川市坂田東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十三年二月十二日から平成二十五年三月三十一日まで

三 施行地区

桶川市大字坂田字原、字宮前、字南

及び字向の各一部

四 事務所の所在地

桶川市大字坂田四一八番地一

五 設立認可の年月日

昭和六十三年二月十二日

六 変更認可の年月日

平成二十一年八月二十八日

埼玉県告示第千二百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

県立学校教職員用コンピュータ等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年7月31日

4 落札者の氏名及び住所

住信リース株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目6番1号

5 落札金額

440,811,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年6月16日

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十二月二十二日

二 検査済証番号

平成二十一年三月二十四日

三 開発区域に含まれる地域の名称

杉整第一八五〇一―一号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市瀬谷区相沢三丁目四七―五 ヴルドミール二〇一

宮原 洋

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

で、公告する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年七月二十一日

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十日

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字高根八一―二、八一三―六、八一四―三、八一四―四、八一四―五、八一四―六、八一四―七、八一四―八、八一四―九、八一六―三、八一六―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪七九七―四

株式会社 武蔵鉄工 代表取締役

林 茂

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年六月十九日

指令川建セ第二一〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十一日

第二一〇〇七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字下細谷字西上一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市西区指扇領別所二五

八―二 バウム・ヴォレ二〇一

阿部 友美

平成二十一年八月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年七月二十一日

指令川建セ第二一〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十日

第二一〇〇七二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字熊井字陣屋添一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

〇―一の一部、一五〇―二

金子 篤史

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年七月二十一日

指令川建セ第二一〇〇五九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十日

第二一〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字間ノ山下一

五二―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市元宿一―五―四 高坂ハイ

ツ一〇一

岡野 哲也

千六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年四月十日

指令越建セ第二〇〇一九九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十四日

第一九八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字栗橋字道下西二

八九―一、二九―一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市大字千塚四八三―六

有限会社野川商事 代表取締役 野

川 武久

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、

次の政治団体から設立の届出があった。

(平成21年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

(イ) 国會議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十一年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、

次の政治団体から設立の届出があった。

(平成21年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

(イ) 国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

秋元 良夫 援会 神保 博士 秋元 咸二 戸田市美女木二―九―四

命の発信地こしがやをつくる会 天草 大陸 高橋 正美 越谷市大竹四三八

届出年月日

平成二十一年七月二十九日

平成二十一年七月二十一日

春日部薬剤師連盟 今井 良仁 橋本 啓子
 関根和代と歩む会 関根 和代 関根 のぶ
 せとちえこ支援する会 会田 信男 斉藤 悌保
 せとちえこ連合後援会 瀬戸知英子 会田 信男
 武居弘治後援会 小松平善夫 武居しのぶ
 チェンジはんのう 野口 一枝 野口 修一
 広川まなぶ後援会 城 勇 田中 幸雄
 宮田勝雄後援会 宮田 勝雄 山中要三郎
 村松順子後援会 高橋 正雄 野村 恵子

春日部市中央二一七―一四マルタカマンション二〇六号
 本庄市児玉町蛭川一―三―一
 八潮市八潮四―一六―五
 八潮市八潮四―一六―五
 三郷市栄三―一九五―一
 飯能市双柳五五九
 児玉郡神川町八日市八二五―三
 秩父市大滝一八五一
 さいたま市緑区大間木三三―二八

埼玉県選管告示第三百三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
 次の政治団体から異動の届出があった。

平成二十一年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項

自由民主党 入間支部 主たる事務所の所在地

自由民主党埼玉県看護連盟支部 代表者

自由民主党 埼玉県建設支部 会計責任者

自由民主党 宮代支部 代表者

自由民主党 宮代支部 会計責任者

主たる事務所の所在地

(二) その他の政治団体

政治団体の名称 異動事項

明日の狭山をかえる会 代表者

伊勢谷憲一後援会 主たる事務所の所在地

川口機械工業政経研究会 代表者

埼玉県看護連盟 代表者

埼玉県看護連盟 会計責任者

新 入間市下藤沢八八八―一 入間市野田六七八―一 届出年月日

佐藤 澄子 山田 征子 平成二十一年七月三十一日

伴野 輝子 梶田 幸子 平成二十一年七月二日

篠塚 正行 須永 光世 平成二十一年七月一日

飯山 直一 高岡 大純 平成二十一年七月三日

中野 誠 庄司 博光 同

南埼玉郡宮代町宮東九一〇―一 南埼玉郡宮代町字西原三五七 同

新 森岡 幸生 旧 高部 忠雄 届出年月日

狭山市東三ツ木七四―三四 狭山市堀兼二三七〇―二七 平成二十一年七月十六日

小澤 栄一 柳沢 専一 同 平成二十一年七月二十四日

松井 勤 岩井 忠明 平成二十一年七月八日

佐藤 澄子 山田 征子 平成二十一年七月二日

伴野 輝子 梶田 幸子 同

同 同 右

埼玉県建設政治連盟 会計責任者
 埼玉県商工政治連盟加須支部 会計責任者
 埼玉県商工政治連盟久喜支部 代表者
 会計責任者

主たる事務所の所在地

埼玉県中小企業団体政治連盟

代表者

政治結社 皇真会

会計責任者

せとちえこ後援会

代表者

せとちえこと福祉を考える会

会計責任者

税理士による枝野幸男後援会

会計責任者

東松山薬剤師連盟

会計責任者

富士見市民ネットワーク

主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地

篠塚 正行	須永 光世	平成二十一年 七月 一日
久保田 倭男	千葉 達也	平成二十一年 七月 二十四日
小森 輝男	千葉 利明	平成二十一年 七月 十三日
田中 吉長	小森 輝男	同 右
久喜市南一―六―四	久喜市東五―三―一一	同 右
星野 進	大久保 政一	平成二十一年 七月 十七日
齋藤 佳寛	田中 和紀	平成二十一年 七月 九日
会田 信男	豊田 重雄	平成二十一年 七月 七日
斉藤 悌保	桑原 憲一	同 右
小林 良雄	山口 信子	平成二十一年 七月 七日
井上 辰憲	羽入田 天	平成二十一年 七月 七日
富士見市針ヶ谷―一―二六―一八加藤方	馳澤 静子	平成二十一年 七月 二日
	富士見市関沢二―二四―四七	平成二十一年 七月 二日

埼玉県選挙告示第三百三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があつた。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成21年7月1日)〜7月31日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体 名称

加藤 久美子となかまたち
 政治結社 皇真会
 本橋 千賀子となかまたち

解散年月日	届出年月日
平成二十一年 七月 七日	平成二十一年 七月 八日
平成二十一年 七月 九日	平成二十一年 七月 九日
平成二十一年 七月 七日	平成二十一年 七月 八日

その他の政治団体

政治団体 名称

秋元 良夫後援会
 石渡 健司後援会
 関根 和代後援会

解散年月日	届出年月日
平成二十一年 七月 二十九日	平成二十一年 七月 二十九日
平成二十一年 七月 三日	平成二十一年 七月 三日
平成二十一年 七月 二十七日	平成二十一年 七月 二十七日

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。
 平成二十一年八月二十八日
 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **本橋千賀子となかまたち**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **本橋 千賀子**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **富士見市議会議員**

報告年月日 **平成21年1月27日**

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 930,433円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 930,433円

(2) 支出総額 930,433円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附 附

イ 寄附 附

合計 930,433円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附 930,433円

(寄附者の氏名) **本橋 千賀子** (住所) **富士見市**

合計 930,433円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附 (金額) **930,433円** (住所) **富士見市**

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費 930,433円

イ 寄附・交付金 930,433円

合計 930,433円

報告年月日 **平成21年7月8日**

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 425,400円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 425,400円

(2) 支出総額 425,400円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附 附

イ 寄附 附

合計 425,400円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附 (金額) **425,400円** (住所) **富士見市**

(寄附者の氏名) **本橋 千賀子**

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費 425,400円

イ 寄附・交付金 425,400円

合計 425,400円

政治団体の名称 **秋元良夫後援会**

報告年月日 **平成21年7月29日**

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ	本年収入額	0円	ア	前年繰越額	9,237円
(2)	支出総額	0円	イ	本年収入額	0円
	(平成20年分)		(2)	支出総額	0円

1 収入・支出の総額

(1)	収入総額	0円	政治団体の名称	関根和代後援会
ア	前年繰越額	0円	報告年月日	平成21年7月27日
イ	本年収入額	0円		
(2)	支出総額	0円		
	(平成21年分)			

1 収入・支出の総額

(1)	収入総額	0円	(1)	収入総額	0円
ア	前年繰越額	0円	ア	前年繰越額	0円
イ	本年収入額	0円	イ	本年収入額	0円
(2)	支出総額	0円	(2)	支出総額	0円
	(平成18年分)				

政治団体の名称 石渡健司後援会

報告年月日 平成21年7月3日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1)	収入総額	9,237円	1	収入・支出の総額	9,237円
ア	前年繰越額	9,237円	(1)	収入総額	0円
イ	本年収入額	0円	ア	前年繰越額	0円
(2)	支出総額	0円	イ	本年収入額	0円
	(平成20年分)		(2)	支出総額	0円

1 収入・支出の総額

(1)	収入総額	9,237円	1	収入・支出の総額	9,237円
ア	前年繰越額	9,237円	(1)	収入総額	0円
イ	本年収入額	0円	ア	前年繰越額	0円
(2)	支出総額	0円	イ	本年収入額	0円
	(平成21年分)		(2)	支出総額	0円

1 収入・支出の総額

(1)	収入総額	9,237円	1	収入・支出の総額	9,237円
-----	------	--------	---	----------	--------

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

政治団体の名称 せとちえこ後援会
 報告年月日 平成21年7月7日

(平成12年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成13年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成14年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成16年分)

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

ア 前年繰越額
イ 本年収入額
(2) 支出総額

政治団体の名称 **せとちえこ支援する会**
報告年月日 平成21年7月7日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入

イ セトチエこ支援する会旅行会 (親睦会)

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 機関紙誌の発行その他の事業費

ア その他事業費

合計

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

475,000円

0円

475,000円

474,000円

475,000円

474,000円

475,000円

474,000円

474,000円

474,000円

474,000円

474,000円

474,000円

474,000円

474,000円

474,000円

426,000円

1,000円

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入

イ セトチエこ支援する会旅行会 (親睦会)

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 機関紙誌の発行その他の事業費

ア その他事業費

合計

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入

イ セトチエこ支援する会旅行会 (親睦会)

合計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 機関紙誌の発行その他の事業費

ア その他事業費

合計

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

425,000円

419,900円

425,000円

425,000円

425,000円

425,000円

425,000円

425,000円

419,900円

419,900円

419,900円

419,900円

419,900円

464,100円

6,100円

458,000円

448,570円

458,000円

448,570円

458,000円

448,570円

448,570円

448,570円

448,570円

448,570円

448,570円

448,570円

448,570円

596,700円

15,530円

ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	84,000円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	65,750円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	18,250円
(平成18年分)		(2) 支出総額	84,000円
1 収入・支出の総額	0円	2 収入・支出の内訳	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入の内訳	
ア 前年繰越額	0円	ア 寄附	
イ 本年収入額	0円	ア 寄附	
(2) 支出総額	0円	イ 個人からの寄附	
(平成19年分)		合計	18,250円
1 収入・支出の総額	0円	【寄附の内訳】	
(1) 収入総額	0円	ア 個人からの寄附	
ア 前年繰越額	0円	(寄附者の氏名)	(金額)
イ 本年収入額	0円	その他の寄附	(住所)
(2) 支出総額	0円	(2) 支出の内訳	
(平成20年分)		ア 政治活動費	18,250円
1 収入・支出の総額	0円	イ 組織活動費	
(1) 収入総額	0円	合計	84,000円
ア 前年繰越額	0円	(平成19年分)	
イ 本年収入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	0円
(平成21年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額	0円	イ 本年収入額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額	0円	(平成21年分)	
イ 本年収入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	0円		

政治団体の名称 羽鳥健後援会
 報告年月日 平成21年7月9日

(平成18年分)
 1 収入・支出の総額

(平成21年分)
 1 収入・支出の総額

政治団体の名称 村松順子後援会
 報告年月日 平成21年7月23日
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成19年分)		(平成21年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円

埼玉県選管告示第百三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。
 (平成21年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十一年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
瀬戸 知英子	八潮市議会議員	せとちえこ連合後援会	八潮市八潮四一六―五	平成二十一年七月 七日

埼玉県選管告示第百三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。
 (平成21年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十一年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届 出 年 月 日
加藤 久美子	富士見市議会議員	加藤久美子となかまたち	平成二十一年 七月 七日	平成二十一年 七月 八日

瀬戸 知英子
本橋 千賀子

埼玉県議会議員
富士見市議会議員

せとちえこと福祉を考える会
本橋千賀子となかまたち

平成二十一年 七月 七日
平成二十一年 七月 七日

平成二十一年 七月 七日
平成二十一年 七月 八日

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇(代表)